

主な指導事例（平成 26 年 8 月）

1 減額（消費税転嫁対策特別措置法第 3 条第 1 号前段）

業種	概要
小売業	大規模小売事業者である A 社は、自社で販売する商品の納入業者（特定供給事業者）に対し、平成 26 年 4 月 1 日以後、税抜きの代金を算出するに当たって、商品ごとに、単価に仕入数量を乗じた額から 1 円未満の端数を切り捨てていた。

2 買ったとき（消費税転嫁対策特別措置法第 3 条第 1 号後段）

業種	概要
葬祭業	葬祭業者である B 社は、自社が販売する生花の納入業者（特定供給事業者）に対し、平成 26 年 4 月 1 日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの生花の納入価格を据え置いていた。
小売業	大規模小売業者である C 社は、自社店舗の駐車場の賃貸人のうち、消費税を含む額で賃料を契約している賃貸人（特定供給事業者）に対し、平成 26 年 4 月 1 日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの賃料を据え置いていた。
学習支援業	学習塾を運営している D 社は、教室等の賃貸人のうち、消費税を含む額で賃料を取り決めている者（特定供給事業者）に対し、平成 26 年 4 月 1 日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの賃料を据え置いていた。
医療業	医療器材の保守等を委託している E 病院は、当該役務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成 26 年 4 月 1 日以後に受ける当該役務の委託代金について値引きを要請した。